

2023年8月9日

各位

会社名：インフロニア・ホールディングス株式会社  
 代表者名：代表執行役社長 岐部 一誠  
 (コード番号：5076 東証プライム市場)  
 問合せ先：グループマネジメント部長 堂森 宏三  
 (TEL. 03-6380-8253)

株式給付信託 (BBT) への追加拋出及び株式給付信託 (J-ESOP) の導入に伴う  
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。) を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年8月31日(木)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 5,396,100 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,348 円
(4) 処 分 総 額	7,273,942,800 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2022年5月24日開催の報酬委員会の決議に基づき、「株式給付信託 (BBT)」 (以下「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT 信託」といいます。) を導入しております (BBT 制度の概要につきましては、2022年6月23日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2023年6月20日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。)

また、当社は、2023年5月11日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託 (J-ESOP)」 (以下「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定される信託を「J-ESOP 信託」といいます。) の導入を公表しております (J-ESOP 制度の概要につきましては、2023年5月11日付「グループエンゲージメントの醸成を目的とした株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、BBT 制度の継続および J-ESOP 制度の導入 (以下、併せて「本制度」といいます。) に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を BBT 信託および J-ESOP 信託が取得するため、

BBT 信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、J-ESOP 信託に対する金銭の拠出（以下「信託」といいます。）ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（BBT 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口および株式会社日本カストディ銀行（J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）及び執行役並びに事業会社3社（前田建設工業株式会社、前田道路株式会社、株式会社前田製作所）の取締役及び執行役員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2024年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度分で2,428,800株）および「株式給付規程」に基づき一定の要件を満たした当社及び当社のグループ子会社の全従業員（以下、「従業員」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で2,967,300株）の合計であり、2023年3月31日現在の発行済株式総数274,845,024株に対し1.96%（2023年3月31日現在の総議決権個数2,617,520個に対する割合2.06%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

#### ※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日	2023年8月31日
追加信託金額	3,274,022,400円
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	2,428,800株
株式の取得日	2023年8月31日
株式取得方法	当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

#### ※J-ESOP 信託に対する信託の概要

名称	: 株式給付信託（J-ESOP）
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	: 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社の従業員から選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	: 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
本信託契約の締結日	: 2023年8月31日
金銭を信託する日	: 2023年8月31日
信託の期間	: 2023年8月31日から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、J-ESOP制度が継続する限りJ-ESOP信託は継続します。)
信託金額	: 3,999,920,400円

取得する株式の種類 : 当社普通株式  
取得株式数 : 2,967,300 株  
株式の取得日 : 2023 年 8 月 31 日  
株式取得方法 : 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により  
取得

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,348 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,348 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,353 円（円未満切捨）に対して 99.63% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1,315 円（円未満切捨）に対して 102.51% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,186 円（円未満切捨）に対して 113.66% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、本自己株式処分は第三者割当であるため、処分価額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査委員会（以下、同委員会といたします。）の意見が求められております。そこで同委員会は本自己株式処分に係る処分価額が特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上